



# 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局に必要な書類（戸籍謄本等）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記のほか各種相続手続で戸籍謄本等一式の提出を省略することができます。



- 不動産の相続登記の添付書類のほか、相続税の申告書の添付書類や金融機関の預貯金の払戻しなど、各種相続手続に利用することができます。
- 手数料は無料で、必要な枚数は何枚でも取得できるので、同時に複数の相続手続を進めることが可能となります。



法務局  
法定相続情報証明制度

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記

をお忘れなく！

次の世代へのつとめです



不動産登記推進イメージキャラクター  
トウキツネ

所有者不明土地の解消に向けて  
不動産に関するルールが  
変わります



あなたの相続手続きを応援します  
法定相続情報証明制度



# 遺言書保管制度の特色

自筆証書遺言書保管制度は、これまで自宅で保管されることの多かった自筆証書遺言書の「紛失」、「改ざん」、「相続人に発見されないおそれ」などの問題点を解消しており、「安心」「簡単・安価」「親切」な制度です。

法務局で保管するという選択肢が増えたことによって、より安心して自筆証書遺言書を作成することができるようになりました。

## 安心

### 改ざんや紛失の防止



#### 遺言書原本

遺言者死亡後50年間保存



#### 遺言書の画像データ

遺言者死亡後150年間保存

### 方式不備による無効の防止

法務局職員が、民法の定める自筆証書遺言の方式について、外形的な確認（全文・日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行います。



## 簡単・安価

### 家庭裁判所の検認不要

本制度を利用して、法務局に保管されている遺言書は、家庭裁判所での検認が不要ですので、速やかに相続手続を行うことができます。



### 各種手数料

遺言書の保管の申請 **3,900円**  
(遺言者が法務局に遺言書を預ける手続)



遺言書情報証明書1通につき **1,400円**  
(相続開始後、相続人等が遺言書の証明書を請求する手続)



## 親切

### 通知で遺言書の存在を相続人等にお知らせします

通知には以下のとおり2種類あります。

#### 遺言者が指定した方への通知（指定者通知）

遺言者からの事前の申出に基づいて、遺言書保管所において、遺言者の死亡の事実が確認できた時に、遺言者が指定した方に、遺言書が保管されている旨を通知します。



#### 関係遺言書保管通知

遺言者の死亡後、相続人等のうちのどなたかお一人が、遺言書保管所において遺言書の閲覧をしたり、遺言書情報証明書の交付を受けた場合、その他の相続人等全員に対して、遺言書が保管されている旨を通知します。



未来につなぐ相続登記

円滑な相続のために

遺言書保管制度の  
ご利用を  
お勧めします

次の世代へのつとめです



遺言書保管制度イメージキャラクター  
遺言書ほかんガルー

所有者不明土地の解消に向けて  
不動産に関するルールが  
変わります



預けて安心！  
自筆証書遺言書保管制度

